

## 令和7年度第3回環境表示のあり方に関する検討会 議事要旨

日時：令和8年2月3日（火） 15:00～17:30

出席委員：大久保委員、小西委員、近藤委員、佐藤（吾）委員、佐藤（多）委員、鶴田委員、平尾委員（座長）、渡邊委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
1	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	前回までの委員の意見が網羅的に反映されており、非常によいものになったと感じている。 海外情報を別添とした対応は評価するが、現状ではグローバル展開をしない中小企業が「自分たちには関係ない」と捉える可能性がある。大企業だけでなく、幅広い皆様に自分事と認識していただくことがこのパートでは重要と考える。コラム等で意図せず国外で販売を行う場合などの現地規制の適用可能性やサプライチェーンからの要請リスク、曖昧な表現に対する国際的な厳格化の動きに触れ、定期的に最新動向を確認する必要性を補足することで、自分事として捉えられる仕掛けになると考える。
2	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	中小企業がガイドラインを見て圧倒されて、諦めてしまうことは避けるべき。健全な市場形成のためには、専門家を抱える大企業だけでなく、中小企業の皆様にとっても分かりやすい内容にすることが、ガイドライン普及の観点から極めて重要。商品の企画から根拠収集、表示作成に至る実務プロセスに沿った「ステップ・バイ・ステップ」のガイドを検討してはどうか。例えば、企画段階ではトレードオフの確認を行い、根拠収集段階ではデータの正確性を担保するといったように、実務の進行に合わせて確認すべき項目が示されていれば、よりスムーズに理解できるはず。初見のハードルを下げる工夫が重要。
3	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	「環境表示ガイドライン」という名称だけを聞くと、第三者認証や法的規制の範囲まで含まれるものと誤解されてしまう懸念がある。対象が自己適合宣言を行う事業者であることが、読み進めないといけないので、本ガイドラインの対象を、冒頭やサブタイトルでわかるようにする工夫が必要。
4	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	ガイドラインが改定されたら一つでも多くの事業者に活用、運用していただくことが重要。環境省だけで中小企業まで広く周知するのは困難であるため、各業界団体への働きかけを検討すべき。業界団体を通じて周知することで加盟企業への効果的な浸透が期待できる。プライム上場企業に対する2027年からのサステナビリティ開示の段階的義務化を見据え、企業の意識は高まっている。
5	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	経団連傘下の業界団体等を通じて広く伝わると良いが、多くの中小企業まで行き渡らせるには難しさもある。教育段階からの啓発が必要という意見もあったが、全てを一度に進めるのは困難であるため、まずは環境表示を実際に行う事業者側の理解をしっかりと深めることに注力すべき。
6	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	海外の動きが激しい中で、国内企業のレベル向上を図る必要がある。全体の底上げをしつつ、影響力のあるトップ企業の努力が波及していくよう継続的な支援をお願いする。
7	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	消費者の購入判断をサポートするため、単なるチェックリストではなく、企業の取り組みのどこに着目すべきかを分かりやすく整理したポイント集があると良い。
8	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	普及啓発	ガイドラインを一度作って終わりにせず、ウェブサイトで事例集を継続的に拡充していくことが、中小企業が判断に迷う際などの支えになり、ガイドラインが生きたものになる。
9	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	ガイドラインの構成	囲み記事や巻末のアネックスが整備され、情報を深く調べたい層にとって非常に有益な資料として整理されている。
10	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	ガイドラインの役割	広告審査機構（JARO）への申し立て事例もある中、このガイドラインが企業が自主的に環境主張を行う際の明確な根拠となり、これに沿っていれば指摘を受ける心配はないと確信を持てるような指針になることが望ましい。
11	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	適用範囲	第1回検討会で示された、ガイドラインの適用範囲の対象内外を整理した視覚的な資料が非常に分かりやすかったため、そのようなものを冒頭に配置してはどうか。
12	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	適用範囲	環境主張の対象に、商品取引と直接関係のない企業姿勢やイメージ広告を含めたことは素晴らしい。消費者へのインパクトも大きいため、この点をもっと強調すべき。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
13	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	適用範囲	従来のガイドラインにも非常に貴重な視点が含まれている。特に適用範囲については、商品または役務の取引への誘引を目的とした表示において不当なものを禁じるという景品表示法の限界を超えて、企業活動や広報も真正面から対象としており、それらが社会的に与えるインパクトは極めて大きい。企業の自主的な取組を促すソフトローとしての本ガイドラインの特性は優れている。この適用範囲の広さと意義について今後も強調し、周知していくべき。
14	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	適用範囲、国際規格	製品のみならず企業のイメージ広告まで対象に含めている点は非常に良い。(資料2)6ページの「民間団体等が設定する基準を満たすシンボルマークを事業者が自ら表示する場合にガイドラインの対象となる」旨の記述は、具体的に何が該当しなぜ対象となるのかが分かりにくいと感じた。また、全体を通して具体例が豊富で、説明が非常に分かりやすいと感じたが、(資料2)12ページの「見受けられる」という言葉が使われている箇所については具体例がなく、企業の方々にとっても理解し難いのではないかと。
15	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2 参考資料3	全体構成、カーボンオフセット	付属書やFAQを柔軟にアップデートできる構成は非常に良い。 国連のネットゼロ指針に関する記述については、オフセットに限定せず、10項目の勧告を含む包括的な内容として正確に記載すべき。
16	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンオフセット	カーボンオフセットをコラムに記載いただき分かりやすくなったが、省エネクレジット等を用いたオフセットが国際的にグリーンウォッシュと批判される恐れがあることを踏まえ、国内では通用しても国際的には通用しない場合があることを明記すべき。
17	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンオフセット	カーボンオフセットについては、国際的な考え方との整合を図り指針をアップデートする必要がある。紹介しているカーボンオフセットのガイドライン自体が現在のグローバルスタンダードからは遅れている状態となっているのを懸念している。国内ではこれで通用するが、国外では通用しないということを記載すべき。
18	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品・サービスの用語	用語について、目的の箇所では「製品・サービス」や「製品等」とあるが、景品表示法に関連する箇所では「商品、サービス」が使われている。作り手側は「製品」、売り手側は「商品」と視点によって言葉が異なる可能性があるため、表現の統一や補足説明などの対応を検討すべき。
19	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品・サービスの用語	「製品等」という表現で、サービスまで含まれるイメージは伝わりにくいのではないかと。「製品」にはハードウェア的なイメージが付きまとうが、LCAのISO規格では製品にサービスが含まれると明確に定義されている。専門家と一般の方で受け取り方が異なる可能性があるため、「製品・サービス」に統一する是非も含め検討が必要。
20	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	参考資料3	企業姿勢、イメージ広告等	FAQにおいて、製品だけでなく企業イメージやCMに関する質問項目も追加すべき。例えば「自社のCM等もチェックできるのか?」といった問いを入れることで、企業イメージやCMも対象であることがより伝わりやすくなる。
21	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	企業姿勢、イメージ広告等	36ページの「企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項」は、テレビCMなどの広報活動を考える上で非常に重要な内容。「5つの基本項目」のイラスト等は主に商品をイメージしたものであるため、読み手は商品のみが対象であると思いついてしまう可能性がある。企業PRに関する規定についてもより注目が集まる見せ方の工夫が必要。
22	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	認証・検証	6ページの認証ではない民間団体等が設定する基準に関する記述と、27ページの外部機関による検証に関する記述が同じ趣旨を指すのであれば、記述のトーンを合わせるべき。また、22ページの「b) 実証されていて、検証可能でなければならない」の箇所に、景品表示法を参考として挙げられているが、本ガイドラインの内容が景品表示法と全く同一であると誤認されないよう注釈が必要。
23	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2 参考資料3	マスバランス方式	鉄鋼製品(GXスチール)のマスバランス方式は、排出削減価値を特定製品に割り当てる方式であり、プラスチックのマスバランス方式とは考え方が異なる。国際的には、欧州の炭素国境調整措置も排出量取引制度も実排出でないことを認めておらず、スコープ3の排出削減とみなされるかも議論中である。国内で認められても、国際的には排出削減として認められないリスクがあるため、企業が自ら調べ、注意深く環境表示をしようと思えるような表現とすべき。
24	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	マスバランス方式	日本のCO2排出削減を推進するにあたっては、環境表示においても削減インパクトの大きさを考慮すべき。日本は鉄鋼分野からの排出量が多く世界からも注視されている。マスバランス方式は現時点では不可欠な移行手段であるが、最終目標ではなくいずれは卒業すべきステップであることを、企業が正しく理解できるように説明を加えてはどうか。
25	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	マスバランス方式	マスバランス方式を理解している消費者はまだ少ない。事業者側への説明だけでなく、実際にどのように表示されているかの実態にも触れることが重要であり、消費者の視点に立った情報の周知や配慮が必要。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
26	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	マスバランス方式、製品ライフサイクルの考慮	マスバランス方式は一般消費者は理解するのは難しい。専門外の人でも理解できるよう記載を工夫すべき。 製品ライフサイクルに関する「定量的に評価し、影響を特定して対策を講じる」という表現は、詳細なLCAの実施を求めているように受け取られないよう配慮が必要。
27	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	5つの基本項目における3点目「製品のライフサイクル全体を考慮すること」の項目で、「LCAを実施するものではない」としつつ、他方で26ページで「全ての環境影響を考慮し負のトレードオフを特定」を求めているのは齟齬があると感じる。LCAを実施しないまでも、負の影響が判明した際は対策を講じる必要があるため、記述を整理すべき。
28	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	環境への負の影響を正しく把握することは非常に重要で、将来的にはそれらを定量化していく努力も欠かせない。CO2排出量が削減できたとしても、一方で工場の水使用量が増加してしまうといったトレードオフは十分に起こり得る。健全な市場成長のためには、トレードオフを正確に把握し、負の影響を定量的に評価することは必要なプロセスであるため、基準のレベルを下げるのではなく、目指すべき方向性はしっかり示すべき。ただし、実務上の負担を考慮し、「定量的に評価することが望ましい」という表現に留めるのが現時点では最もバランスが良いと考える。
29	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	ライフサイクル全体を考慮した上で、影響が大きな箇所については定量的に評価することが「望ましい」といった表現とすることも一案。影響が非常に大きい場合、簡易的であっても数値的根拠を示すことが望ましい。プラスチックストローを廃止して蓋一体型にした結果、蓋の厚みが増して総重量が増えた事例もあり、こうした「逆転現象」を避けるためにも重要な局面では定量的な評価は必要。
30	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	LCAには簡易なものから厳密なものまでであるが、不適切なLCAが示されれば却って問題。
31	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	例えば、ストロー1本あたりの重量が何グラムであれば、環境負荷はこの程度になるといった簡易的な比較は可能だが、例えば紙製品の場合に森林資源への影響まで定量化するのは大きな負担となる。国際規格で用いられる「要求(Shall)」と「推奨(Should)」の使い分けは考えた方がよい。
32	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	製品ライフサイクルの考慮	「負のトレードオフ」という用語は、トレードオフ自体が2項間の負の相関性を指すものであるため、再検討が必要ではないか。
33	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンフットプリント、マスバランス方式	カーボンフットプリントのコラムに、SuMPO EPDにおいてもカーボンフットプリントの主張が可能である旨を追記いただきたい。 また、マスバランス方式について、現在の記述は前後の文章とのつながりが唐突に感じられるので、国際的な議論の状況を補足してはどうか。 ISO 22095においてChain of Custody (CoC) が規定されており、マスバランス方式はその一つである。ISO 22095における規定やEU規制での最新動向など、国際的な議論の背景を追加で説明することで、より説得力が増すと考える。
34	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンフットプリント、LCA	日本で使われている排出原単位について、国際的な整合性が保たれているのかを確認したい。
35	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンフットプリント、LCA	製造工程が連続している業界では、製品単位のGHG排出量の正確な把握は困難。そのため一定のロジックに基づいた排出量の按分や原単位を用いた算出にせざるを得ない。私の知る限り現状では製品単位のCFPを公開できている企業は少ない。
36	(1) 環境表示ガイドラインの改定(案)について	資料1、2	カーボンフットプリント、LCA	基本的にはISO 14040/14044を満たすことが判断基準となる。国内のIDEAや3EIDといったデータベースは資源採掘から製品出荷までのCradle to Gateのデータにより構築されており、国際整合性の観点からもLCAに活用可能。